

貸金業法改正後の貸金業界

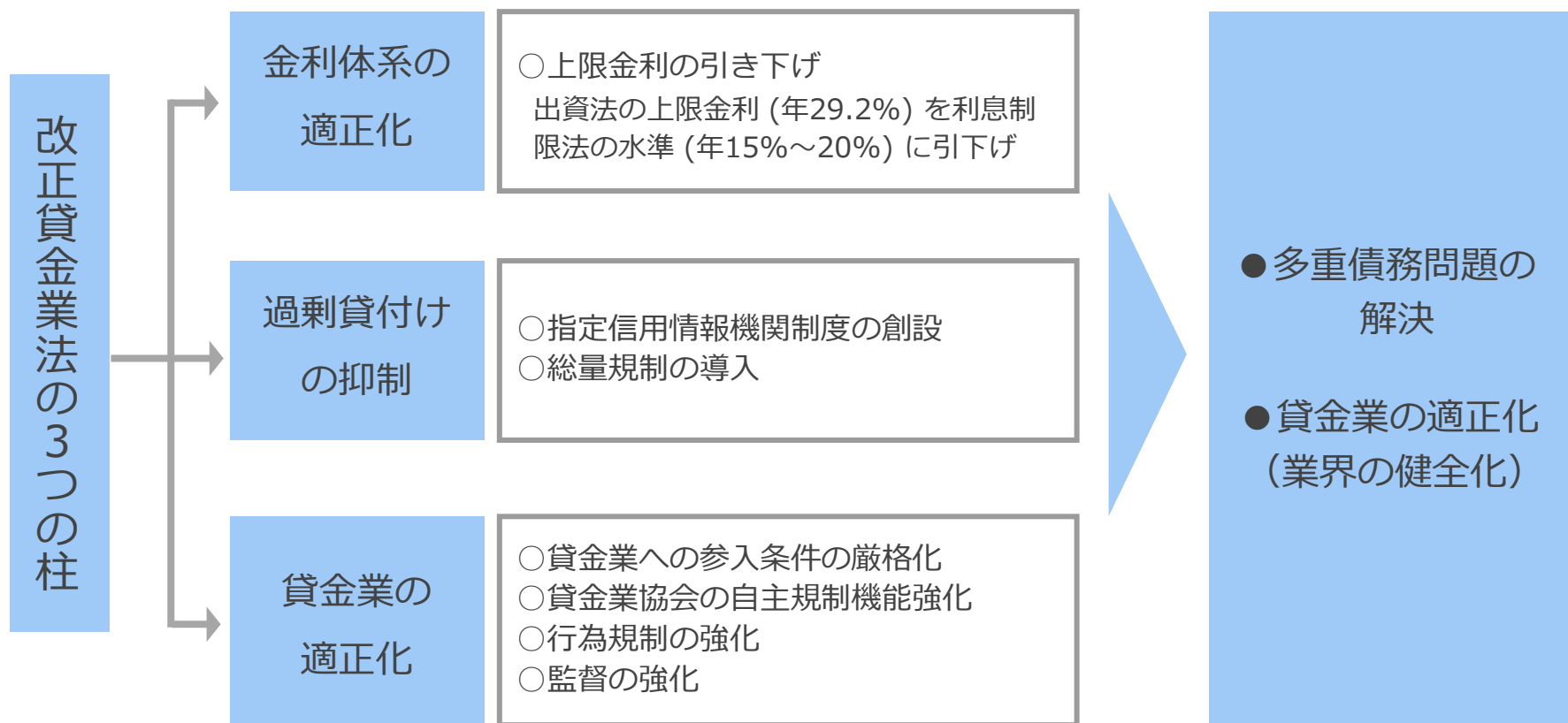


目次

1. 貸金業法の改正
2. 多重債務者数の推移
3. 消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移
4. 行政庁に寄せられた貸金業者に係る苦情件数の推移①
5. 行政庁に寄せられた貸金業者に係る苦情件数の推移②
6. 貸金業者に対する行政処分件数の推移
7. ヤミ金融事犯の検挙状況（警察庁）
8. 利息返還金及び元本毀損額の推移
9. 貸金業者数の長期的推移
10. 協会員数と協会加入率
11. 貸金業者の貸付残高の推移
12. 貸金業の役割
 - ・ 日本貸金業協会について
 - ・ 役員体制

1. 貸金業法の改正

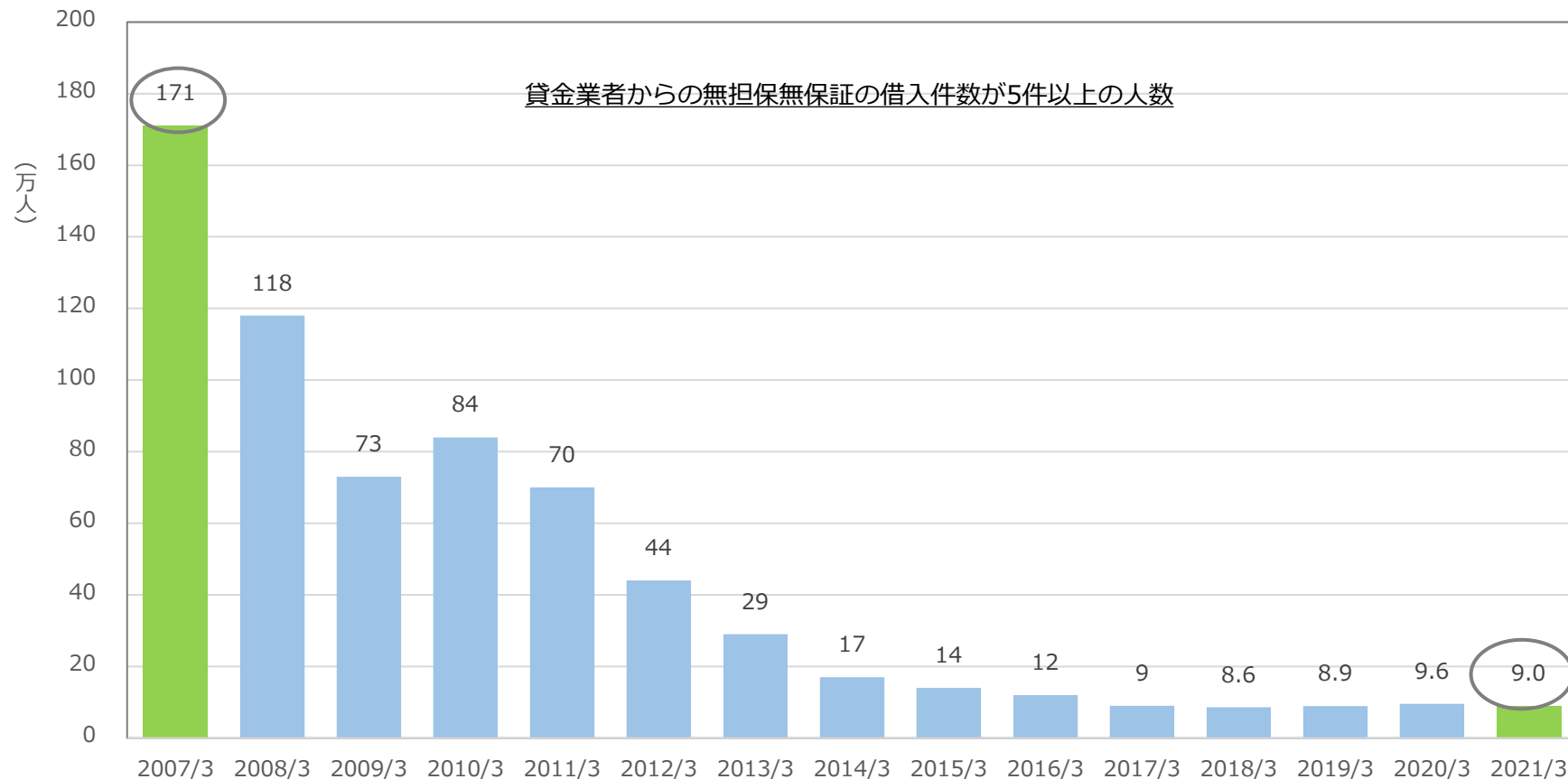
- ✓ 多重債務問題の解決と貸金業の適正化のため、2006年12月に改正貸金業法(※)が成立・公布され、2010年6月に完全施行 (※)貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律



2. 多重債務者数 (※) の推移

(※) 貸金業者からの無担保無保証の借入件数が5件以上

✓ 171万人（2007年3月末）から 9.0万人（2021年3月末）に減少 ※94.7%減

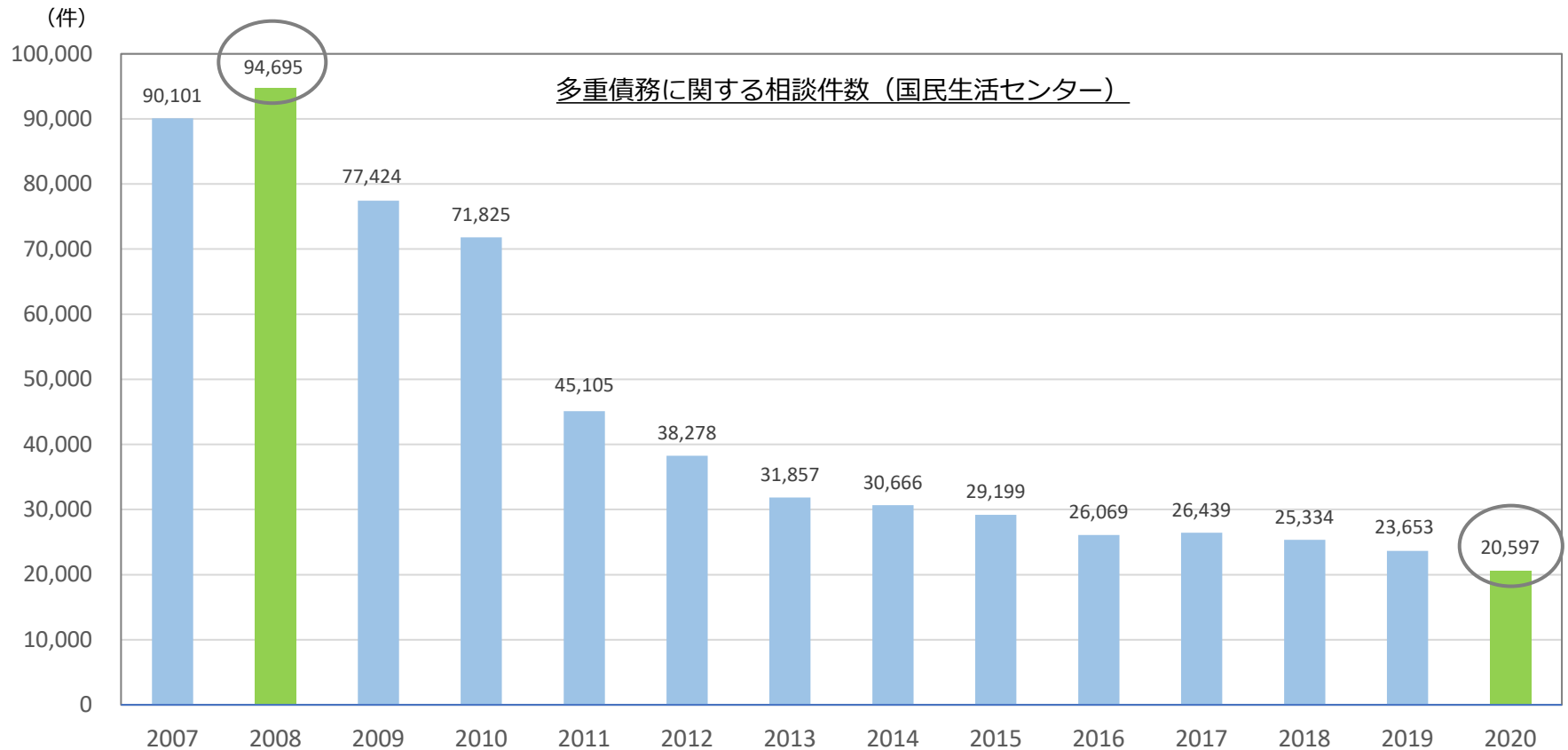


<各年度末>	2007/3	2008/3	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3
残高がある者の登録人数 (万人)	1,168	1,126	1,084	1,508	1,449	1,363	1,311	1,173	1,129	1,102	1,040	1,041.6	1,052.7	1,058.8	993.0
うち借入件数5件以上の人数 (万人)	171	118	73	84	70	44	29	17	14	12	9	8.6	8.9	9.6	9.0
借入件数5件以上の割合 (%)	14.6%	10.5%	6.7%	5.6%	4.8%	3.2%	2.2%	1.4%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%

3. 消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談件数の推移

✓ 94,695件（2008年度）から 20,597件（2020年度）に減少 ※約5分の1に減少

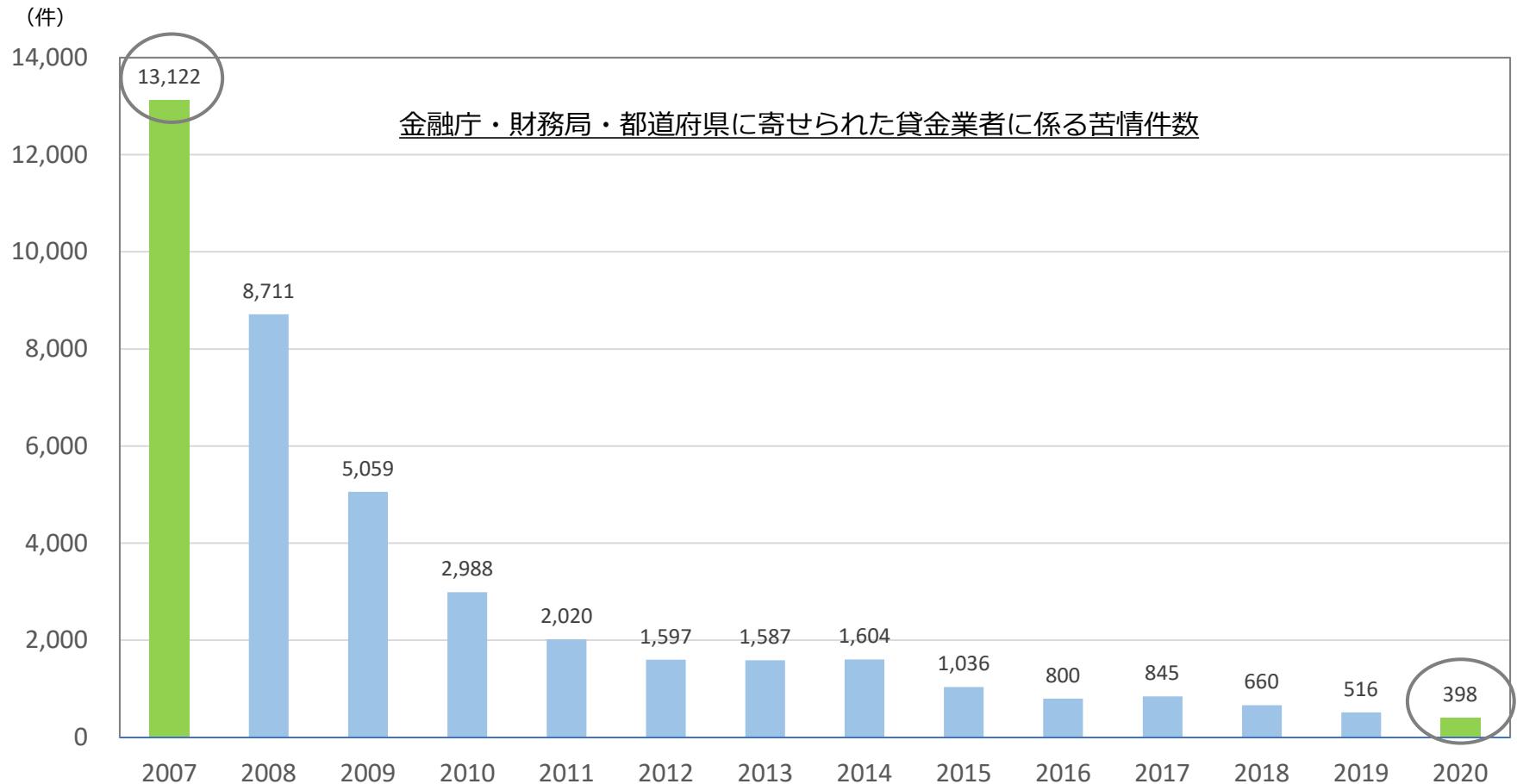
（※）2018～2020年度の相談件数は、PIO-NET<全国消費生活情報ネットワークシステム>に登録された2021年6月30日現在の集計値（2021年8月20日更新情報）



<年度>	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
相談件数 (件)	90,101	94,695	77,424	71,825	45,105	38,278	31,857	30,666	29,199	26,069	26,439	25,334	23,653	20,597

4. 行政庁に寄せられた貸金業者に係る苦情件数の推移①

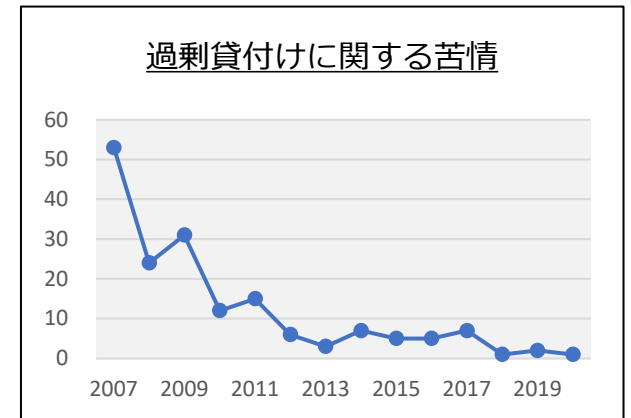
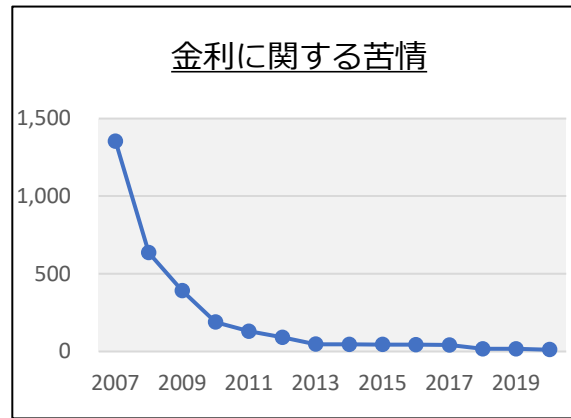
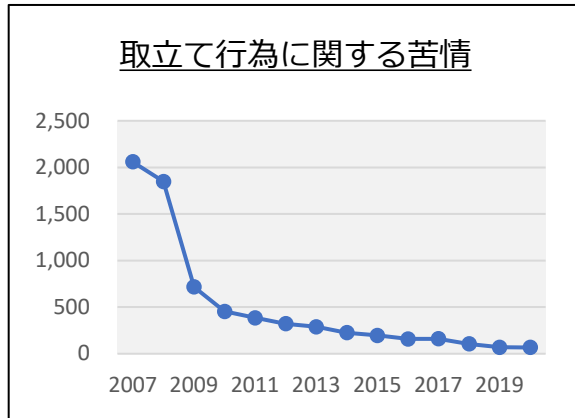
✓ 13,122件（2007年度）から 398件（2020年度）に減少 ※97.0%減



<年度>	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
苦情件数 (件)	13,122	8,711	5,059	2,988	2,020	1,597	1,587	1,604	1,036	800	845	660	516	398

5. 行政庁に寄せられた貸金業者に係る苦情件数の推移②

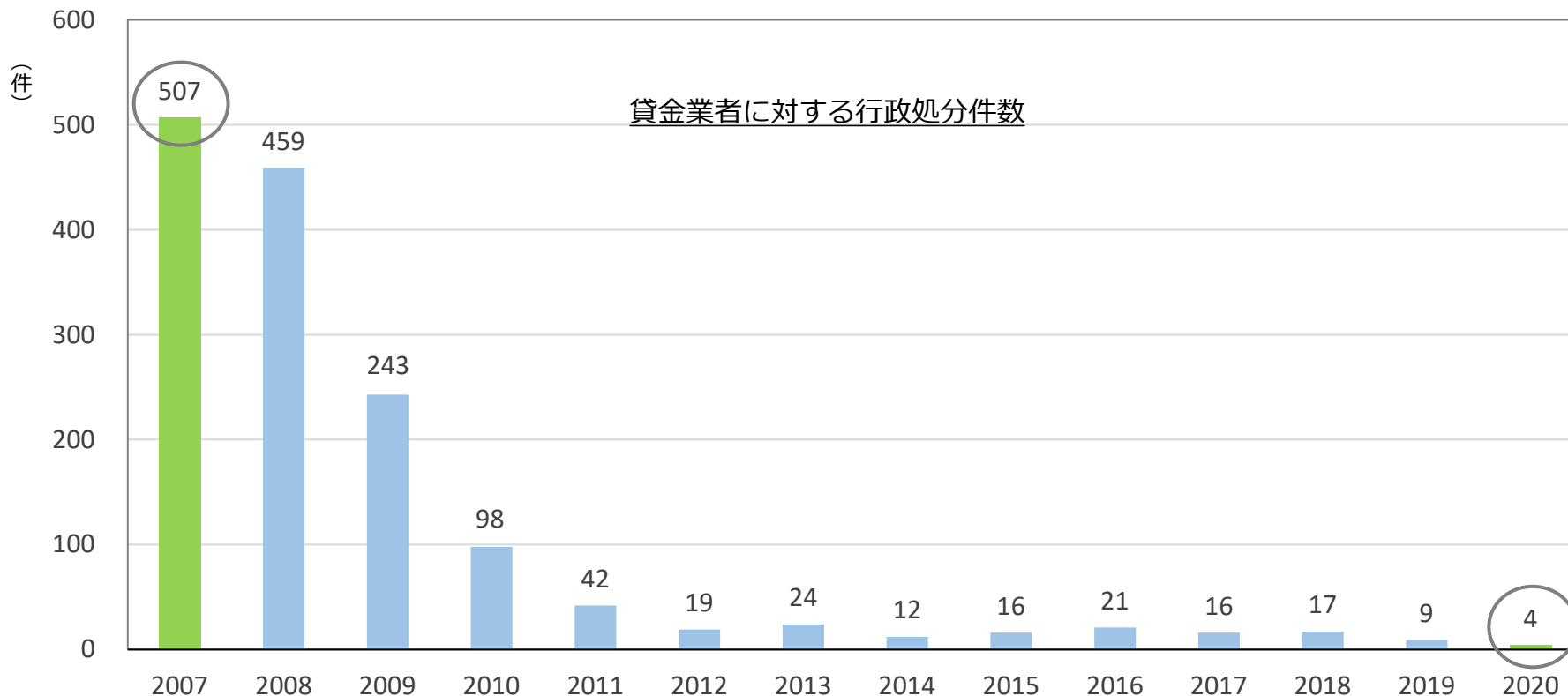
✓ 「取立て行為」「金利」「過剰貸付け」に関する苦情は大幅に減少



<年度>	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
取立て行為	2,060	1,850	716	454	385	322	289	225	195	158	159	105	69	67
契約内容	723	622	269	183	178	142	95	105	107	86	104	63	54	35
金利	1,353	636	392	190	131	92	48	47	46	44	42	18	18	13
年金担保	60	41	29	6	9	3	2	5	6	2	0	4	0	0
帳簿の開示	4,004	2,393	1,684	905	421	220	169	118	62	69	24	25	20	26
過剰貸付け	53	24	31	12	15	6	3	7	5	5	7	1	2	1
行政当局/貸金業者詐称	404	501	188	75	58	154	153	257	49	31	22	5	9	5
保証契約	127	120	77	38	31	11	25	29	25	20	6	4	1	0
広告・勧誘（詐称以外）	471	254	115	66	33	49	51	100	65	45	70	159	66	38
その他	3,867	2,270	1,558	1,059	759	598	752	711	476	340	411	276	277	213
苦情件数（合計）	13,122	8,711	5,059	2,988	2,020	1,597	1,587	1,604	1,036	800	845	660	516	398

6. 貸金業者に対する行政処分件数の推移

✓ 507件（2007年度）から4件（2020年度）に減少 ※99.2%減

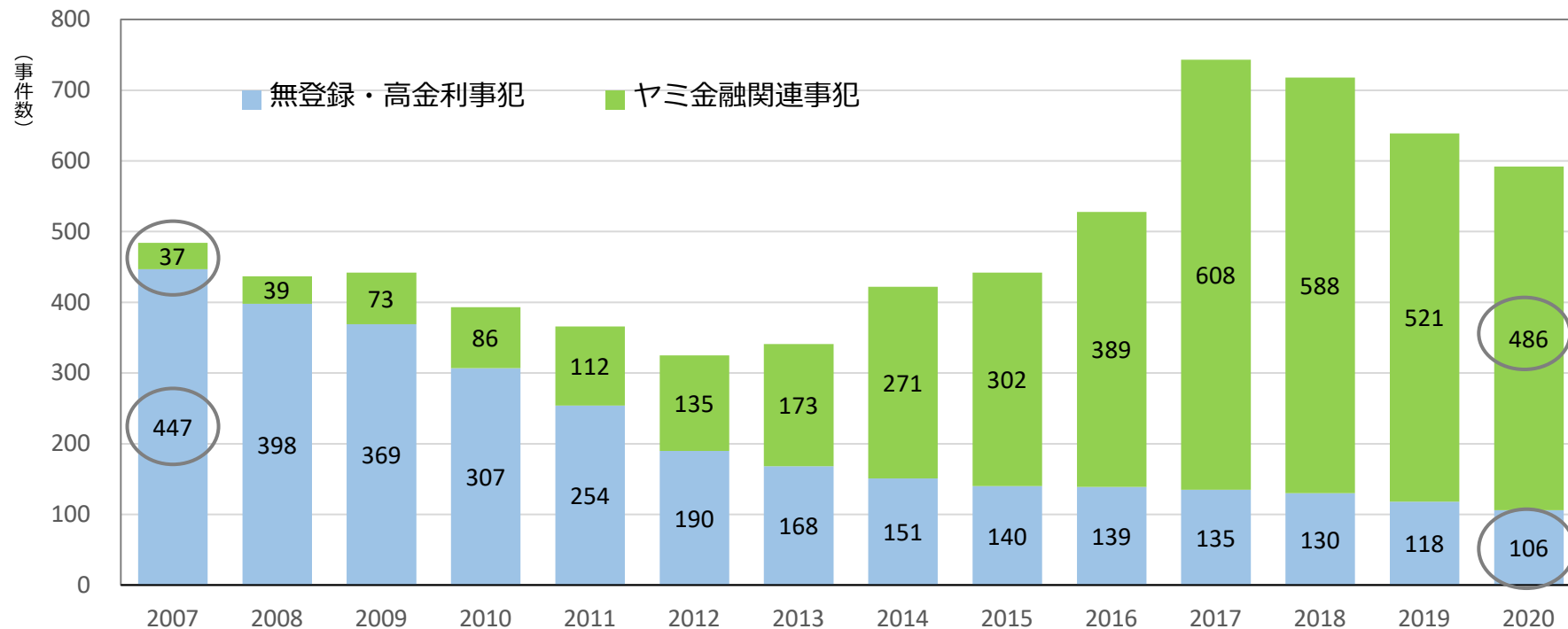


<年度>	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
財務局登録貸金業者	2	12	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	505	447	241	97	41	19	24	12	16	21	16	17	9	4
行政処分件数（合計）	507	459	243	98	42	19	24	12	16	21	16	17	9	4

7. ヤミ金融事犯の検挙状況（警察庁）

- ✓ 無登録・高金利事犯の検挙事件数は減少（2007年：447事件 ⇒ 2020年：106事件）
- ✓ ヤミ金融関連事犯（※）の検挙事件数は増加（2007年：37事件 ⇒ 2020年：486事件）

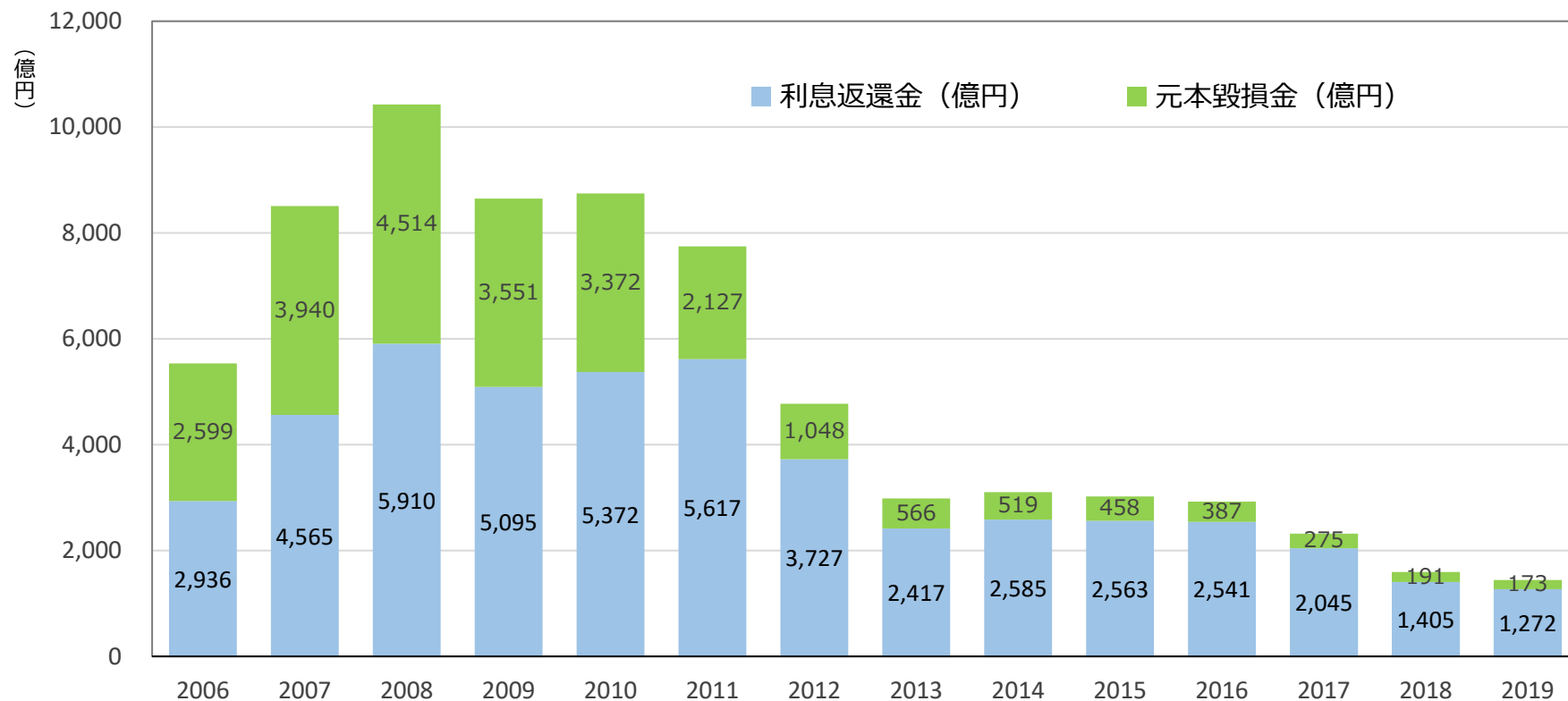
（※）ヤミ金融事犯のうち、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長するもの



<暦年>	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
無登録・高金利事犯	447	398	369	307	254	190	168	151	140	139	135	130	118	106
ヤミ金融関連事犯	37	39	73	86	112	135	173	271	302	389	608	588	521	486
ヤミ金融事犯（合計）（事件数）	484	437	442	393	366	325	341	422	442	528	743	718	639	592

8. 利息返還金及び元本毀損額の推移

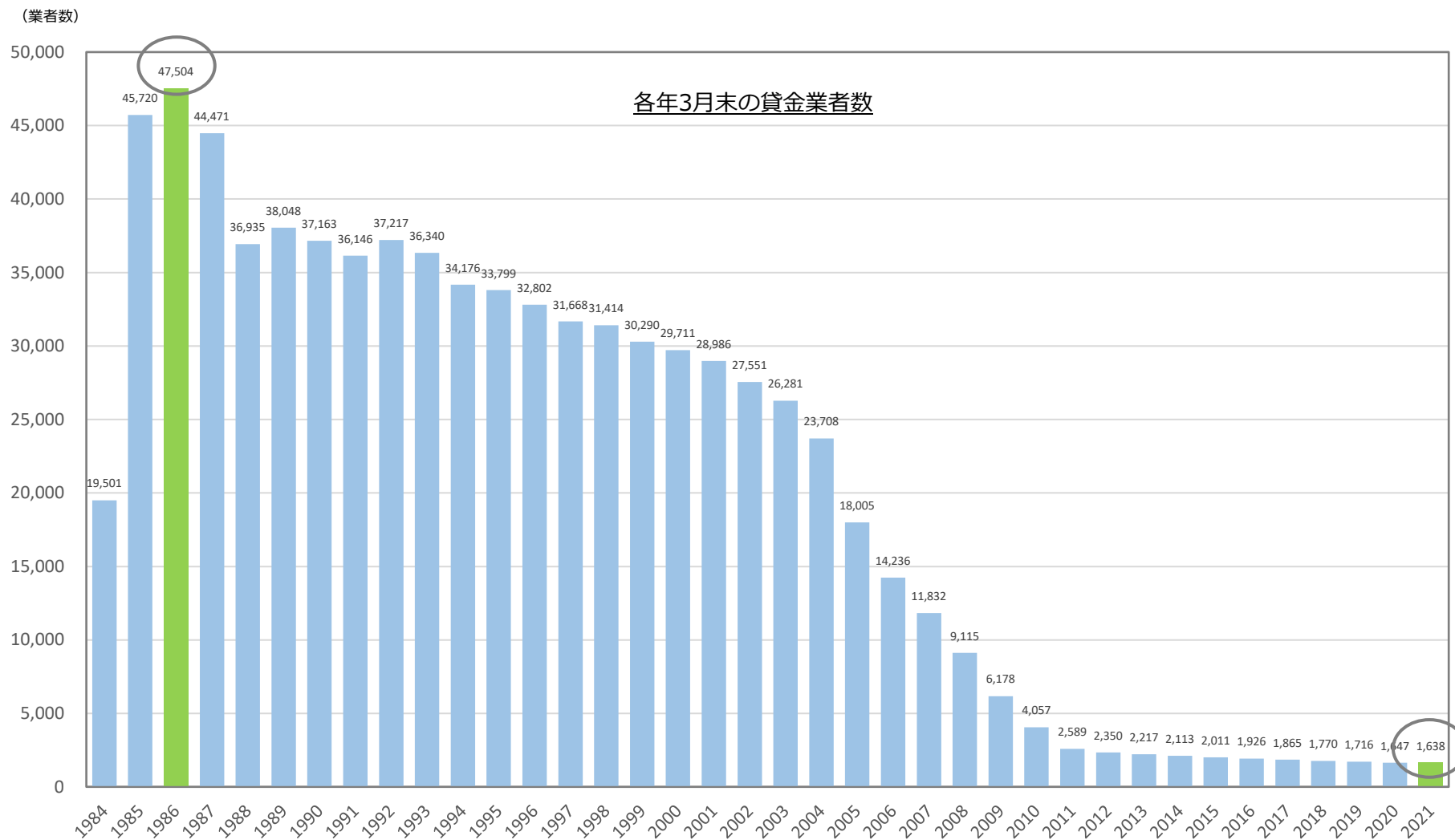
- ✓ 2006年度から 2019年度までの14年間で、利息返還金 及び 利息返還請求に伴う元本毀損額の合計は約7.2兆円 <協会が全貸金業者を対象に年1回実施しているアンケート調査結果による>



<年度>	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
利息返還金 (億円)	2,936	4,565	5,910	5,095	5,372	5,617	3,727	2,417	2,585	2,563	2,541	2,045	1,405	1,272	48,050
元本毀損金 (億円)	2,599	3,940	4,514	3,551	3,372	2,127	1,048	566	519	458	387	275	191	173	23,720
合計 (億円)	5,535	8,505	10,424	8,646	8,744	7,744	4,775	2,983	3,104	3,021	2,928	2,320	1,596	1,445	71,770

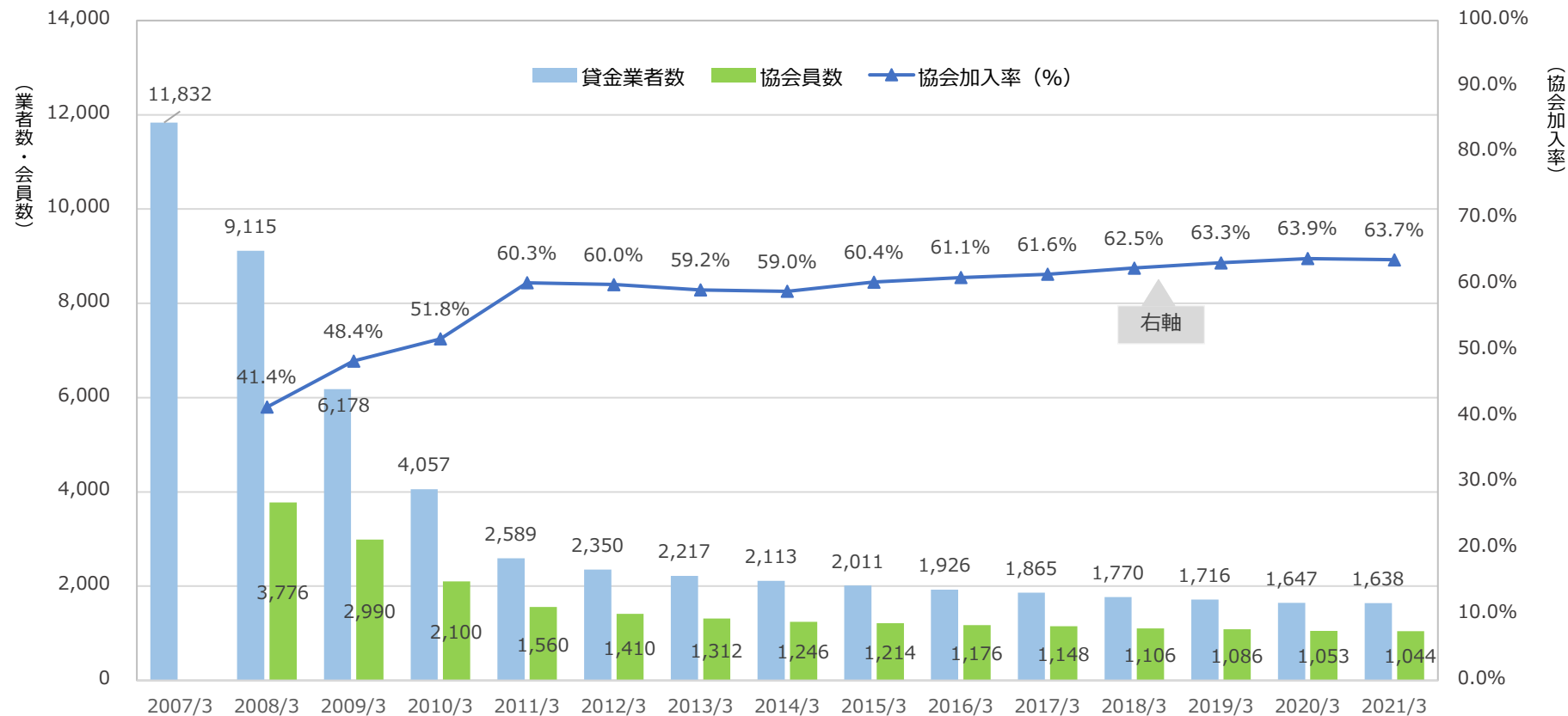
9. 貸金業者数の長期的推移

✓ 47,504業者（1986年3月末）から 1,638業者（2021年3月末）に減少 ※96.6%減



10. 協会員数と協会加入率

✓ 2021年3月末の協会員数は 1,044会員（協会加入率は63.7%）

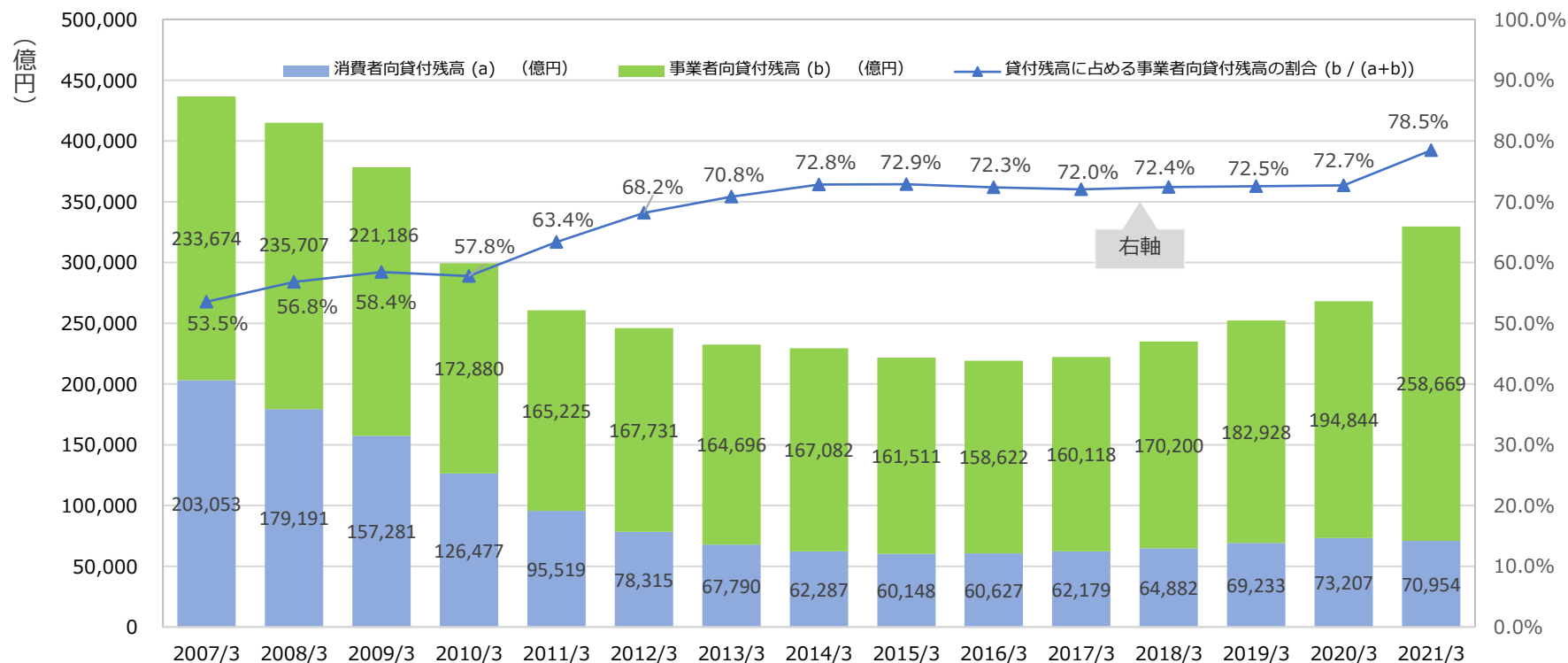


※協会設立時（2007年12月）の協会員数は4,063会員（協会加入率40.2%）

<各年度末>	2007/3	2008/3	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3
貸金業者数	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217	2,113	2,011	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647	1,638
協会員数	—	3,776	2,990	2,100	1,560	1,410	1,312	1,246	1,214	1,176	1,148	1,106	1,086	1,053	1,044
協会加入率 (%)	—	41.4%	48.4%	51.8%	60.3%	60.0%	59.2%	59.0%	60.4%	61.1%	61.6%	62.5%	63.3%	63.9%	63.7%

11. 貸金業者の貸付残高の推移

- ✓ 2016年から2017年にかけて貸付残高が増加に転じる
- ✓ 事業者向け貸付残高の比率が上昇し、全体の8割近くを占めるようになる



<各年度末>	2007/3	2008/3	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3
消費者向け貸付残高 (a) (億円)	203,053	179,191	157,281	126,477	95,519	78,315	67,790	62,287	60,148	60,627	62,179	64,882	69,233	73,207	70,954
事業者向け貸付残高 (b) (億円)	233,674	235,707	221,186	172,880	165,225	167,731	164,696	167,082	161,511	158,622	160,118	170,200	182,928	194,844	258,669
合計 (a + b) (億円)	436,727	414,898	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	252,163	268,053	329,625
貸付残高に占める事業者向け貸付残高の割合 (b / (a+b))	53.5%	56.8%	58.4%	57.8%	63.4%	68.2%	70.8%	72.8%	72.9%	72.3%	72.0%	72.4%	72.5%	72.7%	78.5%

12. 貸金業の役割

- ✓ 貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。

出典：金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅰ - 1 - (1)

【監督当局と貸金業協会との連携】

- ✓ 協会は、当庁による認可と監督の下で、協会員に適用される自主規制規則の制定と、その遵守を確保するための監査等を通じ、協会員の業務の適正性を確保することを責務としている。このため、協会員に対して効率的で実効性ある検査・監督を行うためには、法に基づく検査・監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る必要がある。

出典：金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」Ⅲ - 1 - (5)



日本貸金業協会シンボルマーク
「ゆずり葉」

中立・公正な立場から あるべき貸金市場を実現する

～ 業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会～

日本貸金業協会は貸金業法に基づく自主規制機関として、2007年12月、内閣総理大臣の認可により設立されました。その目的は「資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資すること」(貸金業法第25条第1項)とされています。

設立以来、この目的に沿い業界の健全化を力強く推し進めた結果、協会員のコンプライアンス態勢は向上し、自主規制が機能する健全な業界に近づきました。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けています。健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまが安心して安全にご利用いただける貸金市場を実現するため、すべての貸金業者の皆さまと力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいります。

【名 称】 日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】 2007年12月19日

【所在地】 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】 03-5739-3011（代表）

【ホームページ】 <https://www.j-fsa.or.jp>

【国の指定及び認定等】

- 指定紛争解決機関
- 指定試験機関
- 登録講習機関
- 認定個人情報保護団体

役員体制

【公益理事】

- ・ 副会長（自主規制会議議長）
家森 信善 神戸大学経済経営研究所 所長
- ・ 垣内 秀介 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- ・ 田島 優子 弁護士
- ・ 増田 悦子 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長
- ・ 宮野谷 篤 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長

【会員理事】

- ・ 副会長（貸金戦略会議議長）
木下 盛好 アコム株式会社 代表取締役会長
- ・ 副会長（総務委員会委員長）
河野 雅明 株式会社オリエントコーポレーション
取締役会長
- ・ 青山 照久 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役社長
- ・ 石塚 啓 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長
- ・ 片岡 龍郎 東光商事株式会社 代表取締役社長
- ・ 金子 良平 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
代表取締役社長

【常任理事】

- ・ 会 長 今井 三夫
- ・ 副会長 北角 誠英

【会員監事】

- ・ 内田 隆司 新生商事株式会社 代表取締役
- ・ 岡本 強 栄光商事株式会社 代表取締役社長

【常任監事】

- ・ 小幡 浩之

(2021年6月23日現在)